

「支援費制度」の実施に関する意見書

身体障害者や知的障害者が施設やホームヘルプサービスなどの福祉サービスを利用する場合、措置制度によって国と自治体がサービスの提供に直接的責任を担っていたが、来年度からは、介護保険と同じように、障害者本人が利用したいサービスを決め、みずからサービス事業者を選んで「契約」する仕組みになる。障害者の「契約」に基づくサービス費用のうち、本人負担（利用料）を除いた費用を国・自治体が「支援費」として助成するというのが、来年4月から実施される「支援費制度」である。

ところが、この「支援費制度」については、「福祉サービスの確保が原則として障害者個人の責任となり、国や自治体は『支援費』助成など第三者的になる」「在宅、施設ともにサービスが圧倒的に不足している中で、『自由に選択できる』という政府のうたい文句どころか、新制度発足の前提条件すら欠く現状にある」「障害者・家族の負担が増大する心配がある」などの問題点が各方面から指摘されている。

よって、本市議会は、国と自治体が障害者福祉に対する公的責任を十分に果たすことを求めるとともに、新制度が成立し、実施が迫ったいま、障害者が安心して利用できる「支援費制度」にするために、法律の枠内でもできる以下の対策を政府が行うことを強く要求する。

- 1 国の「支援費」は障害者の生活実態にあった額にすること。国は障害者の自立を保障するものにふさわしい「支援費」の全国基準を設定するべきである。事業者から敬遠される事態が起こりかねない重度の障害者については、国の責任で施設、在宅サービスとも「支援費」に重度加算を設けること。強度行動障害や筋萎縮性側索硬化症（ALS）の人などには、特別加算を設けること。成人した障害者の利用料は、本人所得に基づく徴収を原則とし、扶養義務者からの徴収は行わないこと。指定事業者がサービス水準の向上を図れるように、必要な財政措置を行い職員配置基準の改善を行うこと。
- 2 現在、障害者・児サービスを受けている人たちについては、施設・在宅ともにこれまでの水準と利用料でひきつづきサービスが受けられるようにすること。
- 3 区市町村が実施する「支援費」の支給審査は、厚生労働省の省令が定める「勘案事項」と「チェック項目」に沿って行われる。これを障害者の生活実態を反映した認定を行うことができるものにすること。
- 4 申請や契約が困難な障害者がサービスから排除されないように現行の措置制度を柔軟に活用することを奨励するとともに、自分で契約が困難な障害者への

支援策を拡充すること。

- 5 遅れている福祉サービスの基盤整備に全力をあげること。「支援費制度」のもとでは、事業者は障害者の利用依頼に対して、「契約」を拒否できない「応諾義務」を課している。しかし、肝心のサービスがなければ「応諾義務」はないも同然である。新「障害者基本計画」は、数値目標と財源の裏づけを明確にした実効あるものとする。こと。「支援費制度」の対象外となる事業については、各種補助事業のいっそうの拡充を図ること。
- 6 障害者関係予算の大幅な増額を行うこと。

上記、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 14 年 9 月 26 日

三鷹市議会議長 吉野博明